

## 哲学の道デザイン検討会議 傍聴に関する注意事項等

- 1 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員及び傍聴の手続きは次のとおりです。
  - (1) 傍聴者の定員は20名です。
  - (2) 傍聴を希望する者は、会議開始の45分前から15分前までに、受付で所定の用紙に住所及び氏名を自署してください。
  - (3) 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定します。
  - (4) 抽選時に傍聴を希望する者が受付にいない場合は辞退したものとみなし、定員に達するまで再度抽選を行います。
  - (5) 抽選によって決定した傍聴者は、第三者に傍聴席を譲ることはできません。
  
- 2 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者
  - (2) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - (3) 拡声器、はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、プラカード、垂れ幕、旗、のぼり、張り紙、ビラ、その他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
  - (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
  
- 3 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。
  - (1) 会議場において発言しないこと。
  - (2) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
  - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (4) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
  - (5) 撮影、録音等これに類する行為をしないこと。
  - (6) 携帯電話その他音の発生するおそれのある機器の電源を切ること。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。
  - (8) 議長又はその命を受けた者の指示に従うこと。
  
- 4 報道機関の特例は次のとおりです。
  - (1) 報道機関の記者席を設けます。
  - (2) 報道機関は会議の進行の妨げにならないように写真の撮影、録画、録音等を行うことができます。
  
- 5 傍聴者がこの規定に違反した場合、議長又はその命を受けた者は、当該傍聴者を退場させることができます。